

業務委託契約書(印)

件 名 富山高等専門学校学寮給食業務委託 一式
請負代金額 金 也 (うち消費税額及び地方消費税額 円)

上記消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、請負代金額に108分の8を乗じて得た額である。

発注者 独立行政法人国立高等専門学校機構富山高等専門学校 契約担当役事務部長
林 興一と請負者 との間において、上記の給食業務委託請負（以下「給食業務」という。）について上記の請負代金額で、次の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

第1条 請負者は、別紙の仕様書及び図面に基づいて給食業務をするものとする。

第2条 給食業務は、富山高等専門学校本郷キャンパス及び射水キャンパスにおいて実施するものとする。

第3条 委託期間は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までとする。

なお、期間満了の3ヶ月前までに発注者請負者間において協議の上、委託期間を1ヶ月延長できるものとする。

ただし、延長できる期間は平成29年3月31日を限度とする。

第4条 委託代金は、検査後、適正な請求書を受理した日から60日以内に支払うものとする。なお、支払は12回均等割した金額で毎月毎支払うものとする。

4月分を 円、残り11月については均等割した額 円とする。

第5条 請負代金の請求書は、富山高等専門学校管理課に送付するものとする。

第6条 契約保証金は免除する。

第7条 請負者は発注者が定めた個人情報取扱業務契約遵守事項を遵守すること。

第8条 この契約についての必要な細目は、独立行政法人国立高等専門学校機構が定めた契約事務取扱規則によるものとする。

第9条 請負者は、この契約について委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

第10条 請負者は理由の如何を問わずこの契約が終了した時は、発注者より貸与された施設及び設備並びに備品等を原状に回復して返還しなければならない。ただし、原状とは、委託契約開始時の状態をいい、経年劣化及び通常使用による損耗は除くものとする。また、発注者の承認を受けた場合はこの限りではない。

第11条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者請負者間において協議して定めるものとする。

第12条 この契約において紛争が生じ、双方の協議により解決しないときの訴えの管轄は、富山高等専門学校所在地を管轄区域とする富山地方裁判所とする。

上記契約の成立を証するため、発注者・請負者は次に記名し印を押すものとする。
なお、この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

平成26年 月 日

発注者 富山県富山市本郷町13
独立行政法人国立高等専門学校機構
富山高等専門学校
契約担当役 事務部長 林 興一 印

請負者

印